

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	県税の賦課徴収等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

和歌山県は、県税の賦課徴収等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

- ・和歌山県は、県税の賦課徴収等に関する事務を行うために、県税運営システムを使用している。
- ・県税運営システムでは、内部による不正利用防止のため、利用者の限定、アクセス権限の設定、システム操作記録の保存等の措置を講じている。
- ・外部との接続にあたっては、他の通信と論理的に分離した独立性の高いネットワークを形成するとともに、ファイアウォール等による通信制御を実施することで、不正アクセスに対する措置を講じている。
- ・税務端末は、情報漏えい対策としてホームページ閲覧や電子メールによる外部との情報の送受信を行うことができない仕様とするとともに電子記録媒体の使用制限を行っている。

評価実施機関名

和歌山県知事

公表日

令和7年10月22日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	県税の賦課徴収等に関する事務
②事務の概要	地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律及び和歌山県税条例(昭和25年和歌山県条例第37号)等の関係法令に基づき、県税に係る全税目の課税から収納管理、滞納整理に至る一連の事務を行う。 <課税業務> ①納税者等から提出される申告書等を受け付け、確認を行う。 ②必要に応じて、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報を入手し、納税者等の個人番号の真正性確認を行う。 ③①の申告書等が減免等の要件に該当する場合は、情報提供ネットワークシステムと連携して情報照会を行い、減免等の要件確認を行う。 ④自動車税(種別割)の課税事務のため、地方公共団体情報システム機構から自動車登録情報(分配データ)を入手する。 ⑤個人事業税の課税事務のため、国税庁又は他の都道府県から地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて所得税申告書等データを入手するとともに、和歌山県では課税権を有しない者の所得税申告書等データを課税権を有する都道府県へ回送する。 ⑥納税者等又は官公署に対する課税調査(資料の閲覧・記録等)等を通じて課税資料を入手する。 ⑦③に基づき決定した減免等の内容について、納税者等に減額通知書等を送付する。 ⑧課税した内容について、納税者等に納税通知書等を送付する。 <収納管理業務> ⑨納税者等が納付したことについて、金融機関等から送付される収納済通知書等及び収納データにより確認する。 ⑩納税者等からの納税証明書交付申請書を受け付け、確認後に納税証明書を交付する。 ⑪過誤納金がある場合は、還付又は充当処理を行い、還付内容については、納税者等に還付通知書等を送付する。 <滞納整理業務> ⑫納期限後、一定の期間が経過しても納付されない場合は、必要に応じて、納税者等に督促状等を送付する。 ⑬督促状等の送付後、一定の期間が経過しても納付されない場合は、必要に応じて、滞納整理又は納税の猶予措置等を行う。 <宛名管理等業務> ⑭①～⑬の賦課徴収等に関する事務に基づき、必要に応じて、納税者等の宛名管理(登録、照会、修正、突合等)を行う。 ⑮県税運営システムの維持管理並びに賦課徴収等に関する事務における各種帳票の入出力及び配送等を業者委託する。
③システムの名称	県税運営システム
2. 特定個人情報ファイル名	
県税運営システムデータベースファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項 別表の24及び133の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条及び第72条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)の表49の項

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部総務管理局税務課
②所属長の役職名	総務部総務管理局税務課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	和歌山県総務部総務管理局総務課情報公開班(和歌山県情報公開コーナー) 〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地 電話 073-441-2392
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県総務部総務管理局税務課 電話 073-441-2186
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
☐ 基礎項目評価書及び全項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ☐ 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) ☐ 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 ☐ 接続しない(入手) ☐ 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在する場面においては、複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月29日	I 関連情報 7. 特定個人情報 の開示・訂正・利用停止請求 請求先	和歌山県総務部総務管理局総務学事課情報 公開班(和歌山県情報公開コーナー)	和歌山県総務部総務管理局総務課情報公開 班(和歌山県情報公開コーナー)	事後	
平成29年9月25日	I 基本情報 7. 評価実施機 関における担当部署 ②所属 長	和歌山県総務部総務管理局税務課長 藤田 勝次	和歌山県総務部総務管理局税務課長 平松 伸之	事後	
平成30年9月14日	I 基本情報 7. 評価実施機 関における担当部署 ②所属 長の役職名	和歌山県総務部総務管理局税務課長 平松 伸之	和歌山県総務部総務管理局税務課長	事後	
平成31年1月23日	IV リスク対策 1. 提出する 特定個人情報保護評価書の 種類	(記載なし)	基礎項目評価書及び全項目評価書	事後	様式変更に伴う項目及び記載 の追加
平成31年1月23日	IV リスク対策 2. 特定個人 情報の入手(情報提供ネット ワークシステムを通じた入手 を除く。)目的外の入手が行 われるリスクへの対策は十分 か	(記載なし)	十分である	事後	様式変更に伴う項目及び記載 の追加
平成31年1月23日	IV リスク対策 3. 特定個人 情報の使用 目的を超えた紐 付け、事務に必要な情報 との紐付けが行われるリス クへの対策は十分か	(記載なし)	十分である	事後	様式変更に伴う項目及び記載 の追加
平成31年1月23日	IV リスク対策 3. 特定個人 情報の使用 権限のない者 (元職員、アクセス権限のない 職員等)によって不正に使用 されるリスクへの対策は十分 か	(記載なし)	十分である	事後	様式変更に伴う項目及び記載 の追加
平成31年1月23日	IV リスク対策 4. 特定個人 情報ファイルの取扱いの委託 委託先における不正な使用等 のリスクへの対策は十分か	(記載なし)	十分である	事後	様式変更に伴う項目及び記載 の追加
平成31年1月23日	IV リスク対策 5. 特定個人 情報の提供・移転(委託や情 報提供ネットワークシステム を通じた提供を除く。)不正な 提供・移転が行われるリス クへの対策は十分か	(記載なし)	十分である	事後	様式変更に伴う項目及び記載 の追加
平成31年1月23日	IV リスク対策 6. 情報提供 ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	(記載なし)	十分である	事後	様式変更に伴う項目及び記載 の追加
平成31年1月23日	IV リスク対策 7. 特定個人 情報の保管・消去 特定個人 情報の漏えい・滅失・毀損リス クへの対策は十分か	(記載なし)	十分である	事後	様式変更に伴う項目及び記載 の追加
平成31年1月23日	IV リスク対策 8. 監査 実 施の有無	(記載なし)	[○] 自己点検 [○] 内部監査	事後	様式変更に伴う項目及び記載 の追加
平成31年1月23日	IV リスク対策 9. 従業者に 対する教育・啓発 従業者に 対する教育・啓発	(記載なし)	十分に行っている	事後	様式変更に伴う項目及び記載 の追加
令和2年9月17日	I 関連情報 1. 特定個人情 報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	④自動車税	④自動車税(種別割)	事後	特定個人情報保護評価指針 に定める重要な変更にあた らないため。
令和2年9月17日	I 関連情報 3. 個人番号の 利用	行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(平成25年法律 第27号)第9条第1項 別表第一の16の項 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令(平成26年内 閣府・総務省令第5号)第16条	行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(平成25年法律 第27号)第9条第1項 別表第一の16及び99の 項 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令(平成26年内 閣府・総務省令第5号)第16条及び第72条	事後	特定個人情報保護評価指針 に定める重要な変更にあた らないため。
令和2年9月17日	II しきい値判断項目 1. 対 象人数 いつ時点の計数か	平成31年1月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針 に定める重要な変更にあた らないため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月17日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年1月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和3年9月17日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号 別表第二の28の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第21条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号 別表第二の28の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第21条	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和3年9月17日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和3年9月17日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和4年9月20日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和4年9月20日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和5年9月20日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和5年9月20日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和6年9月30日	Ⅰ 関連情報 3. 個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項 別表第一の16及び99の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条及び第72条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項 別表の24及び133の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条及び第72条	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和6年9月30日	Ⅰ 関連情報 4. 情報連携ネットワークシステムによる情報連携	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号 別表第二の28の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第21条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号 別表の8、20及び22の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第11条及び第14条	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和6年9月30日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和7年10月22日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号 別表の20及び22の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第11条及び第14条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)の表49の項	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和7年10月22日	Ⅰ 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	電話 073-441-2104	電話 073-441-2392	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和7年10月22日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和7年10月22日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月22日	Ⅳ リスク対策 8. 人手を介在させる作業	(様式変更に伴う修正)	十分である マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在する場面においては、複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和7年10月22日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	(様式変更に伴う修正)	全項目評価または重点項目評価を実施する	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。